

番号	質問	回答
①	<p>7. 業務委託契約の締結について審査の結果、受託者として選定された者と奈良県契約規則等に基づき、協議のうえ、速やかに委託上限額の範囲内で業務委託契約を締結します。</p> <p>9. その他 (11) 受託者選定後、採択された企画提案書をベースに、県との協議のうえ業務仕様書を決定します。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、県との協議のうえ業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとします。 ⇒【質問事項】契約条件・仕様等の詳細については、受託後協議して定める、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業の受託者として選定後、県と協議の上で定めるものとなります。</p>
②	<p>9. その他 (9) 第三者への再委託 特定された受託者は、本業務を第三者に委託又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承諾を受けた場合はこの限りではありません。 ⇒【質問事項】 再委託については、予め当社より主たる再委託の予定をご通知申し上げます。 その前提で、再委託についてご承諾いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業の受託者として選定後、県は通知のあった再委託の内容について審査した上で、承諾するものとなります。</p>
③	<p>9. その他 (10) 募集及び契約については、県の都合により中止又は延期することがあります。 この場合、損害賠償は行いません。 ⇒【質問事項】 受託後に、県の都合により中止となった場合、履行した部分についてはお支払いを頂ける、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>